

返戻金制度に関する事項に関わる情報提供

許可番号 47-ユ-300246

株式会社ケイ・サポート

本件業務により採用された採用者が、一定の期間内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職し、解雇された場合は、弊社は手数料の一部を返還する。

ただし、雇用先の都合により解雇され、または退職した場合、並びに交通事故や疾病等の不可抗力により就労ができなくなった場合は、この限りでない。

なお、返還条件の詳細は契約先との個別の契約によるものとする。